

第 189 号 (令和 7 年 2 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

△	指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】	3
△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	4
△	同 【財政局税制課】	5
△	指定納付受託者の指定【市民局窓口サービス課】	6
△	特定計量器定期検査の実施【経済局消費経済課】	7

[公告]

△	市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】	8
△	同 【財政局ファシリティマネジメント推進課】	11
△	横浜農業振興地域整備計画の変更【みどり環境局農政推進課】	13
△	地域計画の案の縦覧【みどり環境局農政推進課】	15
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	16
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	18
△	排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	19
△	市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【資源循環局施設課】	20
△	横浜国際港都建設計画地区計画等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	23
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	24
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	25
△	同 【建築局調整区域課】	26
△	同 【建築局調整区域課】	27
△	同 【建築局調整区域課】	28
△	同 【建築局調整区域課】	29
△	同 【建築局調整区域課】	30
△	同 【建築局調整区域課】	31
△	同 【建築局調整区域課】	32
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	33
△	同 【建築局調整区域課】	34
△	同 【建築局調整区域課】	35
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	36
△	同 【建築局建築指導課】	37
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	38
△	同 【建築局建築指導課】	39
△	同 【建築局建築指導課】	40

[区公告]

△	自動車臨時運行許可番号標の失効【戸塚区総務課】	41
△	同 【旭区総務課】	42

[市選挙管理委員会]

△ 横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙運動費用の支出制限額【選挙課】	44
---	----

[区選挙管理委員会]

△ 選挙人名簿への登録を行う日【南区】	45
△ 同【西区】	46
△ 委員の補欠【保土ヶ谷区】	47
△ 委員長等の氏名【保土ヶ谷区】	48
△ 選挙人名簿への登録を行う日【港北区】	49
△ 同【青葉区】	50
△ 同【神奈川区】	51
△ 同【中区】	52
△ 同【港南区】	53
△ 同【保土ヶ谷区】	54
△ 同【旭区】	55
△ 同【磯子区】	56
△ 同【金沢区】	57
△ 同【緑区】	58
△ 同【戸塚区】	59
△ 同【栄区】	60
△ 同【泉区】	61
△ 同【瀬谷区】	62
△ 同【鶴見区】	63
△ 同【都筑区】	64

[選挙長等]

△ 議員候補者の届出【南区】	65
----------------	----

[市会]

△ 横浜市の委員会傍聴規程の一部改正【秘書広報課】	66
---------------------------	----

告示

横浜市告示第 32 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
 - (1) 野田林業株式会社
東京都目黒区三田 1 丁目 4 番 3 - 2705 号
 - (2) 一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会
神奈川区立町 14 番地の 3
 - (3) 認定特定非営利活動法人さざなみ会
磯子区森六丁目 1 番 10 号
 - (4) 有限会社ヤスイチ酒店
泉区和泉中央北六丁目 25 番 1 号
 - (5) 公益財団法人横浜市シルバー人材センター
港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入
御庁舎印（横浜創造 100 人隊提案事業）売払代金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 1 月 20 日
- 4 収納事務の委託をした日
令和 7 年 1 月 20 日

横浜市告示第 33 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 4 月 1 日	学校法人岩崎学園	西区北幸一丁目 2 番 7 号	(新) 平成 20 年 1 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 34 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 25 年 8 月横浜市告示第 536 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 11 月 22 日	公益財団法人神奈川動物愛護協会	(新) 港北区篠原西町 33 番 27 号	平成 25 年 4 月 1 日
		(旧) 港北区篠原台町 6 番 41 号	

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 26 年 12 月横浜市告示第 670 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 12 月 2 日	公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団	(新) 中区山下町 25 番地の 15	平成 26 年 4 月 1 日
		(旧) 中区山下町 46 番地	

横浜市告示第 35 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の第 3 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 指定納付受託者の名称

- (1) PayPay 株式会社
- (2) TOPPAN エッジ・ペイメンツ株式会社

2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地

- (1) 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- (2) 東京都港区港南 1 丁目 8 番 23 号

3 指定納付受託者に納付させる歳入

マルチコピー機における戸籍課関係証明書の交付手数料

4 指定納付受託者の指定をした日

令和 7 年 2 月 3 日

横浜市告示第36号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年2月5日

横浜市長 山中竹春

1 検査区域

鶴見区、神奈川区、西区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区

2 検査対象

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。ただし、ひょう量1トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所で使用するひょう量1トン未満の特定計量器を除く。

3 検査期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所及び公益財団法人横浜市消費者協会

5 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

公益財団法人横浜市消費者協会

理事長 阿南 久

公告

横浜市公告第 55 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 2 月 5 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松 井 伸 明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
中区吉浜町 1 番の 71 外	宅地	420.56

(3) 最低貸付価格 (課税の場合は消費税別途)

月額 581,634 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

中区吉浜町土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1 年間 (自動更新 1 回 (1 年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

中区吉浜町土地公募貸付実施要項による。

2 中区吉浜町土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 2 月 6 日から令和 7 年 2 月 17 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課 (横浜市庁舎 12 階)

電話 045(671)3806

3 入札参加資格

横浜市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であり、次に掲げる者。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (4) 中区吉浜町土地公募貸付実施要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。
 - (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
 - (6) その他、借受人として適さないと判断される者。
- 4 入札参加の手続
- (1) 必要書類
中区吉浜町土地公募貸付実施要項による。
 - (2) 受付期間
令和 7 年 2 月 6 日から令和 7 年 2 月 17 日まで必着
 - (3) 受付方法
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
 - (4) 宛先
〒 231-0005
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課
- 5 入札方法及び開札の日時及び場所
- (1) 入札方法
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）
令和 7 年 3 月 5 日必着
（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ
 - (2) 開札
令和 7 年 3 月 7 日午後 2 時
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市庁舎 13 階 13 - N 03 会議室
- 6 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効
次の入札は無効とする。
- (1) 第 3 項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 中区吉浜町土地公募貸付実施要項における入札実施要項第 6 条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法
本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期

日までに納付すること。

9 その他

詳細は中区吉浜町土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 56 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 2 月 5 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松 井 伸 明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
瀬谷区南台二丁目 4 番の 70	宅地	1,495.89

(3) 最低貸付価格 (消費税込)

月額 401,000 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1 年間 (自動更新 1 回 (1 年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項による。

2 瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 2 月 6 日から令和 7 年 2 月 17 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市庁舎 12 階
横浜市財政局ファシリテイマネジメント推進課
電話 045(671)3806

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
 - (6) その他、借受人として適さないと判断される者。
- 4 入札参加の手続
- (1) 必要書類
瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項による。
 - (2) 受付期間
令和7年2月6日から令和7年2月17日まで必着
 - (3) 受付方法
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
 - (4) 宛先
〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 管財担当
- 5 入札方法及び開札の日時及び場所
- (1) 入札方法
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）
令和7年3月5日必着
（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ
 - (2) 開札
令和7年3月7日午後3時
中区本町6丁目50番地の10
横浜市庁舎13階 13-N03会議室
- 6 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効
次の入札は無効とする。
- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項における入札実施要項第6条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法
本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。
- 9 その他
詳細は瀬谷区南台二丁目土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 57 号

横浜農業振興地域整備計画の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき横浜農業振興地域整備計画を変更したので、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 変更区域

(1) 北部地区

高田区域（A - 2）
港北区高田町区域
港北区高田西三丁目区域
寺家区域（A - 13）
青葉区寺家町区域
鉄区域（A - 14）
青葉区鉄町区域
長津田台区域（A - 21）
緑区長津田町区域
菅田区域（B - 1）
神奈川区羽沢町区域
西谷区域（B - 5）
保土ヶ谷区西谷町区域
上川井区域（B - 6）
旭区上川井町区域

(2) 南部地区

和泉区域（C - 5）
泉区和泉町区域
田谷・長尾台区域（C - 11）
栄区田谷町区域
小雀区域（C - 14）
戸塚区小雀町区域
野庭区域（D - 2）
港南区野庭町区域

2 縦覧場所

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜のみどり環境局農政部農政推進課
都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
横浜のみどり環境局農政部北部農政事務所
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜のみどり環境局農政部南部農政事務所

3 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

横 浜 市 公 告 第 58 号

地 域 計 画 の 案 の 縦 覧

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 (昭 和 55 年 法 律 第 65 号) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 地 域 計 画 を 策 定 す る た め 、 同 条 第 7 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り そ の 案 を 利 害 関 係 人 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 当 該 案 に 意 見 が あ る 利 害 関 係 人 は 、 当 該 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 、 当 該 地 域 計 画 の 案 に つ い て 、 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 み ど り 環 境 局 農 政 推 進 課

2 縦 覧 期 間

令 和 7 年 2 月 5 日 か ら 令 和 7 年 2 年 19 日 ま で

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

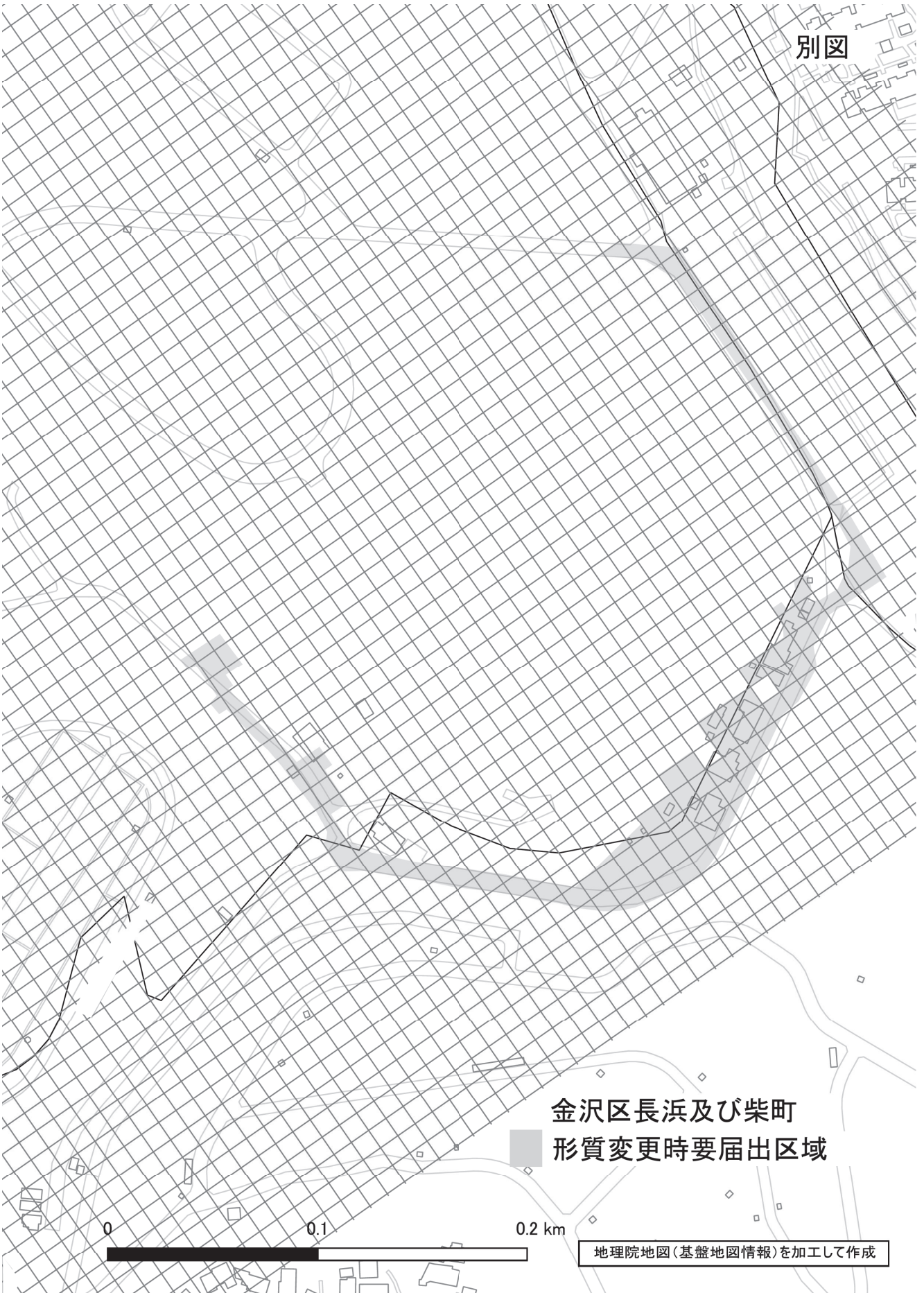
横 浜 市 公 告 第 59 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て
指 定 す る 。

令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
金 沢 区 柴 町 及 び 長 浜 地 内 （ 別 図 の と お り ）
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物



横 浜 市 公 告 第 60 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
4 年 8 月 横 浜 市 公 告 第 415 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
港 北 区 師 岡 町 731 番 の 12 の 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 61 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 11 月 8 日	00202	有 限 会 社 緑 川 工 業	(新) 緑 川 光 也	瀬 谷 区 橋 戸 二 丁 目 40 番 地 の 3
			(旧) 緑 川 正	

横浜市公告第 62 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札
の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 2 月 5 日

契約事務受任者

横浜市資源循環局長 金 高 隆 一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号 07-01-001 (3 事業場 計 6 台)

No	所在	施設名	貸付面積 (m ²)
1	神奈川県新浦島 2 丁目 4 番地の 2	神奈川県輸送事務所 (建物外)	1
2	神奈川県新浦島 2 丁目 4 番地の 2	神奈川県輸送事務所 (建物内)	1
3	戸塚区名瀬町 433 番地の 1	戸塚輸送事務所 (建物外)	1
4	戸塚区名瀬町 433 番地の 1	戸塚輸送事務所 (建物内)	1
5	泉区池の谷 3,949 番	神明台輸送事務所 (建物内)	1
6	泉区池の谷 3,949 番	神明台輸送事務所 (建物内)	1

(3) 最低貸付料 (年額)

物件番号 07-01-001 385,000 円

(4) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止を受けていない者であること。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、借受人自らが

貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 5 年度及び令和 6 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
 - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
 - (7) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者でないこと。
 - (9) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
 - (10) 借受人は、販売機の設置、管理、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等、営業・運営に必要な一切の業務を行い、他の事業者によつてこれらの業務を委託しない者であること。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 2 月 5 日から令和 7 年 2 月 20 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(2) 交付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市資源循環局施設課（横浜市庁舎 23 階）

電話 045(671)2518

※横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 14 日から令和 7 年 2 月 20 日まで

- (2) 受付場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市資源循環局施設課（横浜市庁舎 23 階）
電話 045(671)2518
- 5 入札日時及び場所
令和 7 年 3 月 6 日 午後 3 時 30 分
中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市庁舎 24 階
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
 - (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産飲料自動販売機入札募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 63 号

横浜国際港都建設計画地区計画等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画地区計画等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第 3 条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 横浜国際港都建設計画地区計画
藤が丘駅前地区地区計画
- (2) 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域
- (3) 横浜国際港都建設計画土地区画整理事業
藤が丘一丁目地区土地区画整理事業
- (4) 横浜国際港都建設計画公園
2・2・1703 号藤が丘駅前公園

2 都市計画を定める土地の区域

青葉区藤が丘一丁目及び藤が丘二丁目地内

3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和 7 年 3 月 19 日午後 7 時開始
- (2) 場所
青葉区藤が丘一丁目 14 番地の 95
横浜市藤が丘地区センター小・中会議室

4 縦覧期間

令和 7 年 2 月 5 日から令和 7 年 2 月 19 日まで

5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課

6 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 7 年 2 月 5 日から令和 7 年 2 月 19 日まで

7 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html>）

横浜市公告第 64 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

認定年月日	認定番号	一団地	申請者
令和 7 年 1 月 27 日	第 1191 号	神奈川県羽沢町 947 番 の 1 ほか	宮向住宅管理組合 理事長 茂 木 秋 代

横 浜 市 公 告 第 65 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 6 月 12 日 第 2023 開 101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 本 町 4 丁 目 43 番 地
株 式 会 社 ス ミ タ イ
代 表 取 締 役 古 藪 慶 三
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 馬 場 五 丁 目 393 番 の 1 から 393 番 の 3 ま で 及 び 393 番 の
5 から 393 番 の 35 ま で

横 浜 市 公 告 第 66 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 4 日 第 2023 開 1115 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 尾 上 町 4 丁 目 54 番 地
株 式 会 社 創 建 p l a n n i n g
代 表 取 締 役 小 林 創 越
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 篠 原 北 一 丁 目 2,650 番 の 10 か ら 2,650 番 の 14 ま で

横 浜 市 公 告 第 67 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 8 日 第 2023 開 1210 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 栄 町 5 番 地 の 1
株 式 会 社 レ イ ナ ハ ウ ス
代 表 取 締 役 松 本 茂 人
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 上 山 二 丁 目 430 番 の 1 、 430 番 の 2 、 456 番 の 1 、 457 番
の 1 、 458 番 の 1 、 458 番 の 4 、 459 番 の 15 、 459 番 の 16 、 482
番 の 1 及 び 482 番 の 4

横 浜 市 公 告 第 68 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 7 日 第 2024 開 1601 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 中 央 南 四 丁 目 10 番 12 号
株 式 会 社 戸 塚 不 動 産
代 表 取 締 役 山 村 眞 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 町 3,192 番 の 4 及 び 3,192 番 の 6 から 3,192 番 の 11 ま
で

横 浜 市 公 告 第 69 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 31 日 第 2024 開 1204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
相 模 原 市 緑 区 橋 本 3 丁 目 11 番 8 号
株 式 会 社 イ ー カ ム
代 表 取 締 役 角 田 満
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 三 保 町 1,923 番 の 21 か ら 1,923 番 の 25 ま で

横 浜 市 公 告 第 70 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 7 月 10 日 第 2024 開 1802 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 2 丁 目 4 番 1 号
ミ サ ワ ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 作 尾 徹 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 東 山 田 一 丁 目 20 番 の 5 か ら 20 番 の 8 ま で

横 浜 市 公 告 第 71 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 9 月 3 日 第 2024 開 1406 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 二 番 町 4 番 地 の 5
株 式 会 社 セ ブ ン ・ フ ィ ナ ン シ ャ ル サ ー ビ ス
代 表 取 締 役 水 落 辰 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 阿 久 和 東 一 丁 目 5 番 の 1 及 び 5 番 の 2 の 各 一 部 並 び に 5
番 の 6

横 浜 市 公 告 第 72 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 9 月 5 日 第 2024 開 1110 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 吉 田 町 4,469 番 地
宮 田 正 雄
港 北 区 新 吉 田 町 4,469 番 地
宮 田 美 津 江
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 高 田 西 一 丁 目 109 番 の 1 か ら 109 番 の 3 ま で

横浜市公告第 73 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 2 ・ 5 号
- 2 指定年月日
令和 7 年 1 月 27 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
21.07 m
- 5 指定の場所
神奈川区西寺尾三丁目 1,845 番の 3
- 6 申請者の氏名
株式会社インタープラン
代表取締役 佐々木 博 生

横 浜 市 公 告 第 74 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 7 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 7 年 1 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.90 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 常 盤 台 242 番 の 67 及 び 242 番 の 384
- 6 申 請 者 の 氏 名
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一

横浜市公告第 75 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 11 ・ 13 号
- 2 指定年月日
令和 7 年 1 月 22 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
35.37 m
- 5 指定の場所
港北区下田町四丁目 721 番の 3 、 723 番の 1 、 723 番の 4 、 723 番の 5 及び 723 番の 10
- 6 申請者の氏名
株式会社横濱みなど不動産
代表取締役 福田 雄 一

横浜市公告第 76 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 37・83 号
- 2 廃止年月日
令和 7 年 1 月 14 日
- 3 廃止する道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止する道路の延長
103.00 m
- 5 廃止の場所
旭区今宿二丁目 2,614 番の 65 地先から 2,617 番の 139 地先まで

横 浜 市 公 告 第 77 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 7 年 1 月 23 日

2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 す る 道 路 の 延 長

16.45 m

4 廃 止 の 場 所

南 区 新 川 町 3 丁 目 5 番 の 1 、 8 、 9 、 10 及 び 11 の 各 一 部

横浜市公告第 78 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 33・12 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 12 月 26 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.40 m
- 4 廃止部分の道路の延長
69.50 m
- 5 廃止の場所
旭区万騎が原 95 番の 1 地先から 95 番の 7 地先まで及び 95 番の 1 地先から 99 番の 7 地先まで

横浜市公告第 79 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 43・22 号
- 2 廃止年月日
令和 7 年 2 月 5 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m 及び 6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
88.50 m
- 5 廃止の場所
栄区元大橋一丁目 1,045 番の 32 地先から 897 番の 11 地先まで及び 897 番の 11 地先から 897 番の 35 地先まで

横 浜 市 公 告 第 80 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 7 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 7 年 1 月 17 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
17.801 m
- 4 廃 止 の 場 所
港 北 区 篠 原 町 1,568 番 の 1 の 一 部

区 公 告

戸塚区公告第 10 号（令和 7 年 1 月 17 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 7 年 1 月 17 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 6 - 08 浜 横浜	令和 6 年 5 月 10 日
横 36 - 64 浜 横浜	令和 6 年 5 月 14 日

旭区公告第 13 号（令和 7 年 1 月 22 日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 7 年 1 月 22 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 41 - 31 浜 横浜	平成 31 年 3 月 14 日
横 40 - 93 浜 横浜	令和 元年 8 月 8 日
横 76 - 13 浜 横浜	令和 2 年 9 月 19 日
横 38 - 51 浜 横浜	令和 2 年 9 月 21 日
横 24 - 82 浜 横浜	令和 3 年 3 月 15 日
横 41 - 35 浜 横浜	令和 3 年 7 月 12 日
横 39 - 85 浜 横浜	令和 3 年 9 月 28 日
横 7 - 25 浜 横浜	令和 4 年 5 月 1 日

横 34 - 43 浜 横 浜	令 和 5 年 4 月 30 日
横 24 - 81 浜 横 浜	令 和 5 年 4 月 30 日
横 76 - 11 浜 横 浜	令 和 5 年 8 月 20 日
横 7 - 21 浜 横 浜	令 和 5 年 11 月 12 日
横 38 - 48 浜 横 浜	令 和 5 年 11 月 15 日
横 30 - 01 浜 横 浜	令 和 6 年 2 月 20 日

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 4 号（令和 7 年 1 月 31 日揭示済）
横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙運動費用の支出制限額

令和 7 年 2 月 9 日執行の横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙における候補者 1 人に対する選挙運動費用の支出制限額は、次のとおりである。

令和 7 年 1 月 31 日

横浜市選挙管理委員会

南区選挙区 9,913,100 円

区選挙管理委員会

南区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 9 日掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 9 日

横浜市南区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

西区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 17 日掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 17 日

横浜市西区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 7 年 1 月 20 日 掲 示 済)
委 員 の 補 欠

令 和 7 年 1 月 10 日 本 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 田 村 眞 佐 子 が 死 亡 し
た の で 、 令 和 7 年 1 月 20 日 本 委 員 会 に 次 の 者 を 補 欠 し た 。

令 和 7 年 1 月 20 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

新 堀 三 郎

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号 (令 和 7 年 1 月 20 日 掲 示 済)
委 員 長 等 の 氏 名

令 和 7 年 1 月 20 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し
た 。

令 和 7 年 1 月 20 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 職 務 代 理 者

川 村 敏 巨

港北区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 20 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 20 日

横浜市港北区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

青葉区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 20 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 20 日

横浜市青葉区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

神奈川県選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 21 日掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 21 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

中区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 21 日

横浜市中区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

港南区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 21 日

横浜市港南区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号 (令 和 7 年 1 月 21 日 掲 示 済)
選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 7 年 3 月 1 日 及 び 同 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録
を 行 う 日 は 、 登 録 月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の
休 日 以 外 の 日 と す る 。

令 和 7 年 1 月 21 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 7 年 3 月 3 日

令 和 7 年 6 月 2 日

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 7 年 1 月 21 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 7 年 3 月 1 日 及 び 同 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録
を 行 う 日 は 、 登 録 月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の
休 日 以 外 の 日 と す る 。

令 和 7 年 1 月 21 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 7 年 3 月 3 日

令 和 7 年 6 月 2 日

磯子区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 21 日

横浜市磯子区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 7 年 1 月 21 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 7 年 3 月 1 日 及 び 同 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録
を 行 う 日 は 、 登 録 月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の
休 日 以 外 の 日 と す る 。

令 和 7 年 1 月 21 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 7 年 3 月 3 日

令 和 7 年 6 月 2 日

緑区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 21 日

横浜市緑区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

戸塚区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 21 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

栄区選挙管理委員会告示第1号（令和7年1月21日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和7年3月1日及び同年6月1日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和7年1月21日

横浜市栄区選挙管理委員会

登録を行う日

令和7年3月3日

令和7年6月2日

泉区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 21 日

横浜市泉区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

瀬谷区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 21 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

鶴見区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 7 年 1 月 22 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日及び同年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 7 年 1 月 22 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 6 月 2 日

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 7 年 1 月 22 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 7 年 3 月 1 日 及 び 同 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録
を 行 う 日 は 、 登 録 月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の
休 日 以 外 の 日 と す る 。

令 和 7 年 1 月 22 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 7 年 3 月 3 日

令 和 7 年 6 月 2 日

選挙長等

南区補選告示第 2 号（令和 7 年 2 月 1 日掲示済）

議員候補者の届出

令和 7 年 2 月 9 日執行の横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和 7 年 2 月 1 日

横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙
選挙長 有 藤 勲

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者の氏名	本 籍	住 所	年 齢	党 派	職 業	一のウェブサイト 等のアドレス
1	令和 7 年 1 月 31 日	本人 届出	き とう 佐 藤 ケイジ	神奈川県	神奈川県横浜市 港北区	満 42 歳	立 憲 民主 党	会 社 経 営	https://www.facebook.com/keijisato888
2	令和 7 年 1 月 31 日	本人 届出	こにし 小西 ひろたか	東京都	神奈川県横浜市 鶴見区	満 31 歳	日 本 維 新 の 会	公 認 会 計 士	https://allby.jp/konishi-hirotaka
3	令和 7 年 1 月 31 日	本人 届出	あらかき ゆみこ 由美子	神奈川県	神奈川県横浜市 南区	満 65 歳	日 本 共 産 党	無 職	https://arakiyumi.co.jp
4	令和 7 年 1 月 31 日	本人 届出	くまもと 熊 本 ちひろ	神奈川県	神奈川県横浜市 都筑区	満 30 歳	国 民 民 主 党	会 社 員	https://kumamotochihiro.jp

市会

横浜市会規程第 1 号

横浜市会委員会傍聴規程（令和 2 年 5 月横浜市会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 5 日

横浜市会議長 鈴木 太郎

第 4 条第 6 項ただし書中「先に傍聴した委員会」を「一般席で傍聴しようとする者（会派からの紹介により傍聴する者を含む。）の数が委員会を開催する室の一般席の定員に達した委員会（以下「定員に達した委員会」という。）の傍聴証の交付を受けた者は、当該定員に達した委員会に、「新たな」を「当該定員に達した委員会以外の委員会の」に改め、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 4 項ただし書の規定により抽選を行う場合において、抽選に参加する者は、抽選を行う委員会の開会予定時刻の 30 分前から当該委員会の開会予定時刻までの間、当該委員会以外の委員会に係る同項ただし書の規定による抽選に参加することができない。

第 6 条中「終え、退場しようとする」を「終えた」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、定員に達した委員会の傍聴証の交付を受けた者は、当該定員に達した委員会が開催される日と同日に開催される当該定員に達した委員会以外の委員会の傍聴をしようとするときは、当該定員に達した委員会の傍聴証を返還しなければならない。

第 1 号様式中

「
上記のとおり申し込めます。

」

を
「

横浜市会委員会傍聴規程に規定する傍聴人の遵守事項等を確認し、上記のとおり申し込めます。

」

に改める。

第 3 号様式中

「
上記のとおり申し込めます。

」

を

「
横浜市会委員会傍聴規程に規定する傍聴人の遵守事項等を確認し、上記のとおり申し込みます。
」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。